企画部 企画課

## 【件名】

中野区ユニバーサルデザイン推進審議会の答申及び中野区ユニバーサルデザイン推進計画 改定の考え方について

## 【要旨】

区は、中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、中野区ユニバーサルデザイン推進 計画を令和元年5月に策定し、様々な取組を進めてきた。

計画期間の終了に伴い、改定に向けた審議を行うため、令和4年12月にユニバーサルデザイン推進審議会を設置した。

審議会に対し、「中野区ユニバーサルデザイン推進条例に示す目的である全員参加型社会及び地域の活性化を実現するため、中野区ユニバーサルデザイン推進計画の改定にあたって盛り込むべき事項等について」を諮問し、令和5年6月に答申を受けた。

答申を踏まえ、必要な改定を行う。

- 1 中野区ユニバーサルデザイン推進審議会【答申(概要)】
  - ①基本的な考え方
    - ・ バリアフリーの取り組みを発展させることがユニバーサルデザインにつながる
    - ・ 障害の「社会モデル」の考え方を浸透させる必要がある。
    - · 「ハート(心のバリアフリー)」はユニバーサルデザインの根底
  - ②改定する計画に盛り込むべき事項
    - ・ 大幅な計画変更ではなく、現行のユニバーサルデザイン推進計画で示す「施策の体系」を維持
    - ・ 設計段階から当事者等の意見を取り入れること、整備後にも継続的な点検と改善及 び改修のしくみを構築すること
    - ・ 事業所に対する効果的な周知や広報
    - 円滑に手続き等を進めることができない人に「人手による支援」等の選択肢を用意
    - ピクトグラム、やさしい日本語が有効に活用される環境の整備
    - 部署に関係なく職員が知識を身に着けて日常的に活用すること
    - ・ ユニバーサルデザインを知る機会の創出
    - 最新のユニバーサルデザインに更新しながらユニバーサルデザインの推進を加速
    - · すべての人が使いやすいよう配慮された、やさしく安全で快適な施設や空間整備
    - ・ すべての人が助け合い、お互いに支え合う社会の実現を目指すこと

### 2 中野区ユニバーサルデザイン推進計画改定

### (1) 改定の考え方

### ①背景(国の動き、区の動き)

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律の改正
- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の 成立
- ・ 中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例、中野区手話言語条例、中野区 人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の制定
- 中野区基本構想の改定、中野区基本計画の策定

# ②現状と課題(区民意識・実態調査等の結果より)

- ・ 歩道に障害物があることに不便を感じている割合が減少し、区内の公園や広場の満 足度が向上するなど、都市基盤・施設の改善傾向がうかがえる。
- ・ 区から必要なサービスが受けられていると満足している割合が上昇するなど、サービスの改善傾向がうかがえる。
- 区民のユニバーサルデザインの認知度については、大きな変化は見られない。
- ユニバーサルデザインを実際に導入している事業所の割合は、約3割にとどまっている。

#### ③改定の視点

- ・ バリアフリーの取り組みを発展させることがユニバーサルデザインにつながる
- · 「ハート (心のバリアフリー)」はすべての取り組みの根底
- ・ 当事者等の意見を取り入れた施設整備
- 利用者一人一人に合った適切な支援
- ・ 障害の「社会モデル」の浸透が多様性の理解につながる

### (2)計画の位置づけ

- 中野区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく「推進計画」
- ・ 中野区基本構想及び中野区基本計画に基づくユニバーサルデザインの推進に係る個別 計画
- (3) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間

#### (4)計画の推進

- ・ 有識者等による評価・点検のしくみの構築
- ・ 区職員への継続的な教育
- ・ 計画の進捗状況調査実施による実績の把握及び公表

- ・ ユニバーサルデザインに関する意識調査の実施
- ・ 計画改定時における審議会の設置
- ・ ユニバーサルデザインに係る要望・相談状況調査の実施

# 3 今後のスケジュール(予定)

令和5年 8月 審議会の答申及び計画改定の考え方について議会報告

令和5年10月 計画 (素案) について議会報告、意見交換会の実施

12月 計画(案)について議会報告、パブリック・コメント手続の実施

令和6年 3月 計画の策定及び議会報告